

宇部市×実証実験事業応援制度 募集要項

1 目的

本市は、多様な主体が一緒になって地域課題に取り組むことにより、新しい宇部の未来を共に創造していく「共創によるまちづくり」を推進しています。

市民や企業及び団体が取り組む、社会課題の解決や市民生活の向上などに向けた取組の社会実装を後押しすることで、本市の将来都市像「ひとが輝き 交流ひろがる わたしたちの宇部」の実現を目指します。

2 事業概要

市民や企業及び団体が、本市を実証フィールドとして自ら取り組む、持続可能で革新的な取組等につながる実証実験事業を全国から募集します。採択された事業は、「宇部市公認事業」として支援を行います。

3 募集内容

(1) 対象者

以下の①～④の全ての要件を満たす者（以下、「実施者」という。）とします。

- ① 事業の実施主体となる意思がある個人、企業及び団体など

※実施者の所在地は問いません。

※成年年齢（18歳）に達していない実施者が応募を希望する場合は、成年年齢に達した実施者を1人以上含めた団体で申請してください。

- ② 実証実験後は必ずしも本市内で展開していただく必要はないが、市が主催する事業やイベント等において同一事業を通じた協力ができること。
- ③ 宇部市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）に滞納がないこと。
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(2) 対象事業

新たなビジネス創出に向けて、自らが有するアイデアやノウハウを活かして取り組む実証実験事業などとしてします。

※ただし、以下の場合を除きます。

- ①本市に新たな財政負担が生じるもの

- ②不法行為、公序良俗に反する目的のもの
- ③宗教活動・政治活動等、特定の思想信条の普及を目的としたもの
- ④単に製品又はサービスの斡旋を求めていると認められるもの
- ⑤市民及び消費者に著しい不利益が発生するおそれのあるもの
- ⑥その他、宇部市が支援を行うことがふさわしくないと判断したもの

4 支援内容

採用された事業は「宇部市公認事業」とし、次の支援を行います。

- (1) 「宇部市公認事業」としての広報活動が可能
- (2) 本市をフィールドとして提供
- (3) 市・県・国の補助金及び助成金、支援施策などの関連情報を提供
- (4) 市ウェブサイトやSNS等を活用した広報 など

5 実証実験事業期間及び支援期間

実証実験事業期間の制限は設けません。ただし「宇部市公認事業」としての支援は、同一事業において最大2年間とします。これを超えて支援を希望する場合は、再度申請をしてください。

また、1年ごとに活動報告書（様式5）を提出していただきます。

6 申請から事業開始までの流れ

(1) 申請

申請希望の方は、以下①～③の書類を、後述する提出先へご提出ください。

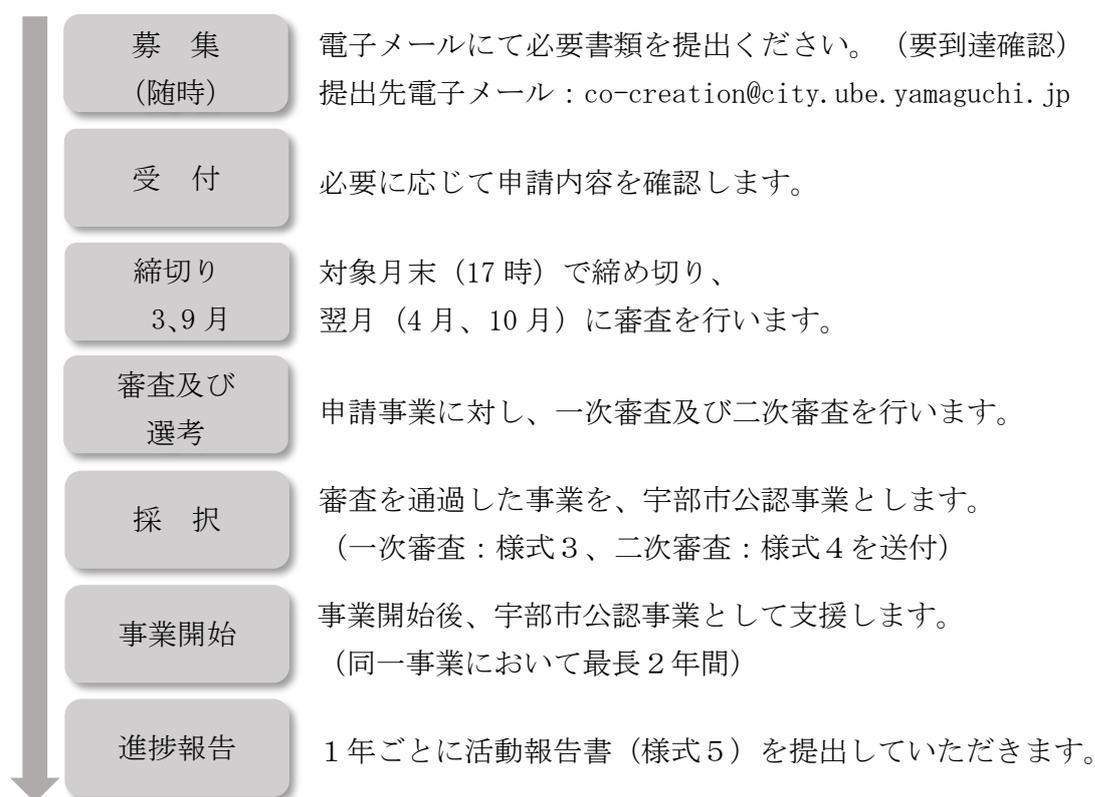
- ① 申請書（様式1）
- ② 誓約書（様式2）
- ③ 実証実験事業計画書（任意様式） ※サンプル様式あり

(2) 審査

一次審査	書類審査
二次審査	10分程度のプレゼンテーション ※一次審査を通過した実施者のみが対象です。 ※審査会にオンライン（Webex）参加していただきます。 ※審査会の詳細は一次審査の通過時にお知らせします。

※一次審査及び二次審査に関する審査基準は、別表「審査基準」のとおりです。

(3) スケジュール



例) 受付 : 9月末締め切り
審査及び選考 : 一次審査 10月中旬
二次審査 10月下旬
採否結果通知 : 10月末

7 その他

- (1) 実証の成果として得られた特許等は、実施者に帰属します。
- (2) 採択された実証実験の概要は、市ウェブサイトや専用サイト等で公開します。
- (3) 実施者が自ら情報発信を行う場合や、メディアから取材を受けた場合等については、宇部市公認事業である旨を説明してください。
- (4) 宇部市公認事業を辞退される場合は、辞退届（様式6）を提出してください。

8 提出先・問い合わせ先

宇部市総合政策部連携共創推進課
〒755-8601 山口県宇部市常盤町一丁目7番1号
電話 0836-34-8891
メール co-creation@city.ube.yamaguchi.jp